

令和3年度事業計画

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しつつ、会員相互及び関係団体等との交流、交歓を深めるため以下の事業を効果的かつ効率的に実施する。

1. 研修等の実施

(1) 第45回 造園夏期大学

令和3年9月28日(火)、29日(水)に開催する(主催:本部)。

造園修景に関する計画・設計から建設、管理運営に至る時代のニーズに対応した最新の情報や技術についての講義及び現地視察を行う。

(2) 第42回 都市緑化のための土壌・農薬・病害虫対策研修会

令和3年9月16日(木)、17日(金)に開催する(主催:本部、兵庫県支部)。

都市緑化樹の害虫と農薬について、ナラ枯れ被害とその対策、特定外来生物・ヒアリの実態と今後の対策等に関する講義及び土壌診断等についての現場講義を行う。

(3) 第43回 伝統庭技研修会

令和3年11月中旬に開催する(主催:本部、京都府支部)。

伝統的な造園技術・技能に裏打ちされた名園、造園技術の解説・紹介等の講義(梅小路公園内「緑の館」を予定)及び非公開庭園等名園見学を行う。

(4) 第39回 庭園文化研修会

本部が埼玉支部、東京都支部、神奈川県支部、千葉県支部の協力をえて各支部持ち回りで開催することとし、令和3年度は東京都支部との共同で造園修景に関する現地見学を中心に開催する。

2. 機関誌の発行計画

機関誌「造園修景」を発行する。

- ・145号(令和3年6月発行)「都市防災空間と造園修景(仮題)」
- ・146号(令和3年9月発行)「公園再生を考える(仮題)」
- ・147号(令和4年3月発行)

案1:「オリンピック・パラリンピックのレガシー(仮題)」

案2:「造園修景の技術、受け継ぐ伝統技術を考える(仮題)」

3. 各種事業の実施

(1) 事業の受託、その他業務の実施

造園修景に関する業務に関して、各支部と連携を図るなど新規業務の受託に努める。

(2) 造園修景士及び上級造園修景士(以下、造園修景士等という。)

造園修景士等の資格認定事業を実施する。また造園修景士の活動を紹介するなど、造園修景士のPRを図り、認定申請者の増加を図る。

(3) 講習会、研修会等について他団体と連携し、相互に会員に情報提供すると共に会員割引制度を活用し、参加者の拡大を目指す。

(4) 「2022 新年造園人の集い」(令和 4 年 1 月 5 日開催)の事務局を行う。

(5) ホームページによる情報の発信

ホームページを今まで以上に活用し、講演会、研修会、支部活動（研修会等）、賛助会員等の求人情報、造園修景に関する緑関係団体等の最新情報等を発信する。

4. 支部活動の強化と支援

(1) 本部と支部の共同の活動を推進すると共に、支部活動への支援、地域行事への協賛等を行う。

(2) ホームページ「緑のサロン（会員限定コーナー）」に支部活動を掲載するなど、支部間での情報共有を進める。

5. 会員の確保

会員を幅広く募る活動を推進する。特に若年層の確保に努めるとともに、支部のない地域等については、支部設立等体制の確保に向け、地域の関係者等との連携を図る。

6. 財務基盤の強化

(1) 本部業務を軽減しスリム化するため、会費徴収、会員管理についてこれまで以上に支部との連携を強化し機能分担を明確にする。

(2) 賛助会員を広く募る。
法人会員等を中心に賛助会員の入会促進を図る。

7. 都市緑化運動への取り組み

都市緑化に関する各種行事に参加すると共に、関係団体との連携、情報交換、交流等を行う。

8. 都市緑化功労者表彰等の推薦

「都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者表彰」、「北村賞」及び「公園緑地功労賞」等について、支部からの候補者の推薦等により候補者の推薦を行う。

9. 会長表彰

一般財団法人日本造園修景協会表彰実施規定（平成 26 年 3 月）に基づき実施する。

10. 造園CPD（継続教育）への参加・協力

造園CPD協議会に参加し、当協会本部及び支部が実施する講習会、研修会等について造園CPD認定プログラムを受けるなど、継続教育推進を行う。

11. 会議等の開催

(1) 理事会の開催

① 第 30 回理事会を令和 3 年 6 月上旬に開催し、令和 2 年度事業報告、決算報告等について審議する。

② 第 31 回理事会を令和 4 年 3 月上旬に開催し、令和 4 年度の事業計画、事業予算を審議する。

(2) 評議員会の開催

- 第 12 回評議員会を開催し、令和 2 年度決算等について審議する。
- (3) 支部長会議の開催
令和 3 年度支部長会議を令和 4 年 3 月中旬に開催する。
- (4) 委員会の開催
総務・広報委員会、事業委員会、造園修景士資格認定委員会を開催し、必要な審議を行う。

12. 講演会の開催

令和 3 年度日本造園修景協会講演会を令和 3 年 6 月下旬に開催する。

以 上